

岩国市学校体育施設開放事業実施要領を次のように定める。

平成23年4月1日

岩国市教育委員会

岩国市学校体育施設開放事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岩国市学校体育施設開放事業の実施について、岩国市学校体育施設開放事業実施要綱（平成23年4月1日制定。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(運営委員会が行う事務)

第2条 要綱第6条の規定により設置した学校体育施設開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、学校体育施設の開放に係る次の各号に掲げる事務を行い、当該各号に掲げる期日までに教育委員会及び開放指定校の校長に報告しなければならない。

(1) 年度ごとに行う次の事務 当該年度の4月30日まで（ただし、変更があったものに係る報告は、変更後速やかに行うものとする。）

ア 運営委員会委員名簿の作成

イ 管理指導員名簿の作成

ウ 利用登録団体一覧の作成

(2) 月ごとに行う次の事務 当該月の翌月5日まで。ただし、アについては当該月の末日まで

ア 翌月の開放予定表の作成

イ 開放事業実施報告書の作成

ウ 開放利用報告書（日誌等をいう。以下同じ。）の取りまとめ

エ 使用料（照明設備の使用料に限る。）の管理及び金融機関への支払

(管理指導員が管理する事項)

第3条 管理指導員は、次に掲げる事項を管理する。

(1) 学校体育施設の開錠及び施錠

(2) 照明の点灯及び消灯

(3) 施設、設備、用具等（以下「施設等」という。）の整理整頓及び管理保全

(4) 利用者の安全管理に関すること。

(5) 開放利用報告書の作成及び運営委員会への提出に関すること。

(6) 事故その他非常事態が発生した場合の諸連絡

(7) 前各号に掲げるもののほか、運営委員会が必要と認める事項

(利用者の遵守事項)

第4条 学校体育施設を利用する者は、次に掲げる項目を遵守するものとする。

(1) 学校体育施設以外の施設に立ち入らないこと。

(2) ゴミ等は、持ち帰ること。

(3) 学校の敷地内において、喫煙及び飲酒をしないこと。

(4) 利用後は必ず清掃し、施設等の整理整頓に努め、管理指導員の点検を受けること。

(5) 施設等を損傷した場合は、必ず管理指導員に報告し、その指示を受けること。

(6) 指定された場所以外の場所に、自動車、バイク、自転車等を乗り入れ、又は駐車しないこと。

(7) 利用登録団体又は利用者個人において、スポーツ傷害保険等に参加すること。

(8) 照明等を利用した場合は、使用実績に基づいて使用料を負担すること。

(9) 管理指導員の指示に従うこと。

(10) 開放指定校の指示及び運営委員会が定める運営基準を厳守すること。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。